



平成 30 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ツ ノ ダ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 角 田 重 夫  
コ ー ド 番 号 7308 ( 名 証 第 二 部 )  
問 合 せ 先 取 締 役 E S 部 ジ ェ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー 渡 邊 雅 樹  
( TEL : 0568-72-2331 )

**株式併合及び単元株式数の定め廃止その他の定款の一部変更  
に係る承認決議に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 1 月 24 日付で公表した「株式併合及び単元株式数の定め廃止その他の定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「平成 30 年 1 月 24 日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に第 1 号議案「株式併合の件」及び第 2 号議案「単元株式数の定め廃止その他の定款の一部変更の件」をそれぞれ付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から平成 30 年 3 月 26 日まで整理銘柄に指定された後、平成 30 年 3 月 27 日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を名古屋証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 併合する株式の種類  
普通株式
- ② 併合比率  
当社の普通株式について、25,456 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数  
773,470 株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数  
773,500 株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
30 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数  
78 株

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、当社、株式会社TNDホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）及び株式会社ツノダメンテナンス以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主に交付いたします。当該株式について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主が有する当該端数に係る株式併合前の当社株式の数に、公開買付者が平成29年11月13日から平成29年12月25日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株あたりの買付価格と同額である13,950円を乗じた金額に相当する金銭を各株主に交付できるような価格に設定する予定です。

## 2. 第2号議案（単元株式数の定め廃止その他の定款の一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社の単元株式数の定め廃止その他の定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、平成30年1月24日付プレスリリースに記載のとおりです。

本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は78株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は30株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

以上の各変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である平成30年3月30日にその効力が発生するものといたします。

## 3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	平成30年2月27日
② 整理銘柄指定日	平成30年2月27日（予定）
③ 当社株式の最終売買日	平成30年3月26日（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	平成30年3月27日（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	平成30年3月30日（予定）

以上